

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《中央区》

■日 時：平成29年1月8日(日) 14:00～15:47

■場 所：中央区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会のほうを開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

柏木中央区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明のほうがございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうより本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました副首都推進局長の手向です。きょうはですね、お休みの日の中、皆さんお忙しいところこのようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。天候のほうも非常に厳しい中集まっていただいて感謝いたします。

後ほど吉村市長からスライドを用いた、なぜ今こういう説明会が必要なのか、大阪の改革をなぜ進めていかないのかといったことについて説明のほうがございますので、私から当説明会の開催趣旨を簡単に申し上げさせていただきます。

今、大阪府と大阪市ではこの大阪を副首都化していこうという取り組みを進めております。この副首都化を進めるに当たって、あるいは副首都化にとってどのような行政機構というのが大阪の市民の方々にとって、そしてこの大阪の発展にとって一番よいのかということを検討してまいりますために、昨年4月に府市、大阪府と大阪市の共同の組織として私どものこの副首都推進局というのが設置されました。そこで今この大都市制度も含めて検討しているところでございます。そして、この検討をより深めてまいりますために、直接市民の皆様から総合区という制度と特別区という制度、この両制度についてのご意見をお伺いして、具体的な制度づくりに反映していきたいということを考えまして、この説明会を開催させてもらってるところでございます。

本日の意見募集・説明会は、これは大阪市が行政として開催するものでございますので、本日説明いたします2つの制度のどちらかの優劣をつけるといったことや、今の時点でど

ちらの制度がすぐれているといったことについてご選択いただくということを考えているものではございません。また、この行政が開催するという目的の趣旨に照らしまして、本日この説明会と関係ない質疑であるとか政治的な発言といったことについては、この場ではご遠慮いただきたいと、このように思っているところでございます。

本日はできるだけ丁寧な説明をすることによりまして皆様にご理解いただき、質問あるいはご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、柏木中央区長よりご挨拶のほう申し上げます。

(柏木中央区長)

ただいまご紹介にあずかりました中央区長柏木でございます。皆様こんにちは。皆様方もこの寒い中、そして雨の中、足元悪い中ご足労いただきましたこと、まずは心より御礼を申し上げる次第でございます。

本日こちら、先ほどご説明の中にもございましたとおり大都市の新しいあり方という説明会、本日開催されることになっておりますが、ここにおきまして皆様方の高い関心、区政に対するもの、そして市政に対するものの熱い思いというものが、私ども基礎的な部分を扱ってる区役所行政にとりまして大切な財産であると考えております。本日はそのような意味でお集まりいただいた皆様方に高い敬意とリスペクトを表したいと思っておりますので、どうもありがとうございます。

さて、区役所でございますが、区役所、私どもいろいろな取り組みをやっております。中央区、皆様方ご存じかもしれませんが、国勢調査によりまして24区の中でトップの人口増加率、18.2%ということになりまして、9万6,000人今人口が増えております。そして、ただ一方で人口が増えるというだけではなく、さらに人口が増えた分いろいろな問題も出ておりますので、その部分につきまして教育の分野、福祉の分野でもいろんな意味で取り組みを進めております。特に福祉の分野におきましては医療、介護の連携ということで、介護の団体様または医療団体の皆様、いわゆる医師会様とも連携をした地域包括ケアを真剣に進めておるところでございます。また、教育に関しましては、未就学児童の皆様や小学校の低学年の皆様を対象とした英語交流事業という形でグローバル化に対する布石というものも打っております。また一方で、グローバル化といいますと受け入れるグローバル化もございます。昨今外国をルーツに持つお子様が大変多うございますので、その方々の日本語補習というものをしっかりと地域のいわゆるボランティアベースで私ども取り組んでいるところでございます。このように大都市のあり方がどんどん変わっていく中で、そして社会が流動的に変化していく中で、区政という立場からどのようなことができるのかというのをしっかりと認識した上で、しっかりと私どもこれからも取り組みを続けていきたいと思っておりますので、これからもまた皆様方からのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、挨拶にかえさせていただきます。私の区政の方針という形で、今取り組み報告をさせていただきますという形で挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。失礼いたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に従いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様方から説明内容に対するご質問やご意見のほうをお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。大阪市長の吉村でございます。

皆さんにお手元の資料に基づいての説明は後ほど部局から正確にさせていただきます。私からは、なぜ大都市改革が必要なんですか、制度改革が必要なんですか、そのあたりのことを少しお話ししたいと思います。

まずきょうですね、皆さん新年早々という時期に、しかも雨が降る日曜日の午後の昼下がりに、非常に出にくい時間に皆さんお出ましいただきまして本当にありがとうございます。きょう皆さんのご忌憚のない意見をお伺いしたいと思います。

ちょっとスライドに基づいて進めていきます。

まずですね、ちょっと振り返っていただきまして、昨年5月17日の話です。大都市にふさわしい都市づくりをしていこうということで、特別区設置の住民投票を行いました。その目的として、1つは住民自治を拡充していく、住民の皆さんの声をできるだけ近いところで反映できるような仕組みをつくっていこうと、それから大阪市と大阪府の広域機能、二重行政になってるものを一元化していこうと、そういった2つの大きな目的で特別区の設置ということを目指した住民投票を実施しました。その結果、皆さんもご承知のとおり賛成が69万票、反対が70万票、0.8ポイントの差ではありますが、反対票が上回った。そしてこの住民投票の結果は否決というふうになったわけでありまして。

ただ、この大阪の課題解決に向けた取り組みというのは続けていかなきゃならないということで、昨年の11月に私と松井知事が新たに特別区を修正する案をつくらせてほしいということを皆さんにお訴えをして当選させていただいた。そして、その中でですね、新たに大都市の制度の議論を進めていきたいと思いますということを今やっている最中でありまして。

大阪の大きな問題点ですけれども、1つは東京の一極集中が非常に進んでいく中で、大阪の大きな経済も低迷していつてる。これを何とか歯どめをかけていかなきゃいけないんじゃないか、東京一極集中の是正、その役割を担う大阪の大都市制度のあり方はどうあるべきかという問題点が1つです。そして、人口減少の超高齢化社会。特に大阪の場合は単身の高齢者の方が非常に多いという傾向があります。誰も経験したことがない超高齢化社会に突入する中で、どういった制度があるべき姿なのかということの大きな2つのポイントがあると思っております。ここにありますけれども、大都市の再生によって日本の成長を牽

引していく、必要な都市機能を強化していく、二重行政を解消していく、1つ大阪の大きな課題であります。そしてもう一つは人口減少して超高齢化社会、先ほどのような社会がもう既に今来てますけれども、これからさらにそれが進んでいく傾向にある。そうであれば、その限られた財源をですね、いかに住民の皆さんに身近なところで最適なサービスができるようにするのかというような住民自治を拡充していく、そういった課題があるんじゃないか、この大きな2つの課題がこの大阪の大都市の問題としてあるんじゃないかというのが大きな問題意識です。

ちょっと個別に入っていきますが、これは人口の動向です。大阪府がこの赤色です。緑が愛知県。ブルーが東京都です。東京都も人口が増えていって、減りますけれども大きなところで推移してる。愛知県も同じように減っていったる。大阪府の場合が、ぐっと伸びましたが、ここは横ばいになって、そしてぐいっと下がる、そんな傾向にあるわけです。高齢者の方も多くて、下がり度合いも激しい。ここが現時点です。現在の時点。これは1965年で、これは2040年ですから非常に長いスパンで見た人口の動向です。長いスパンで見ると非常にこれからですね、人口減少が進んでいく、そして高齢化が進んでいくという傾向にあります。さらに市内で見るとこういう傾向になってます。如実に傾向があらわれてる。横浜市。この青が横浜市です。増えていってますがほぼ横ばいの状態。名古屋市もこういった状況。大阪市の場合は非常に多かったですけども、ぐいっと下がる。まさに大阪市内においてこの高齢化、人口減少化が今後30年、40年の間に強烈に進んでいく。すなわち働き手が少なくなってくる。そんな中でどうして住民サービスを拡充していこうか、住民の皆さんの身近なところで物事を決定できる仕組みをつくっていく必要があるんじゃないかという問題意識です。

これは経済のシェアについて。全国における経済規模がどのくらいあるんでしょうかというものです。東京18.4とありますが、これも傾向で見るとほぼ、上がり下がりはありませんけど横ばいの傾向にある。赤が大阪府です。これも何十年という非常に長いスパンで見た傾向ですけども、下がり基調にある。この下が愛知県と神奈川県です。で、市内、大阪市内です。大阪市内について見れば、下がこれ名古屋市、下が横浜市ですが、大阪市自体は5.6%から右肩下がりに3.7%まで下がっていったる。これ1970年代ですからもう40年以上の長いスパンで見ればこう下がっていったる。これをどう歯どめをかけていくのか。経済のパイが増えなければ皆さんに分配する医療、教育、福祉、そういったもので分配するものが増えませんが、どうやって経済規模を高めていくか、そのためにはどういった都市のあるべき姿が必要なのか、そのあたりの問題意識があります。

これは資本金1億円を超える企業が増えるか減ってるかというところなんです。いわゆる大企業がどうなってますかというグラフです。ここあります東京都はですね、非常にやっぱり増えてるんですね。546。神奈川も増えてる。愛知は横ばい。大阪府はマイナス250ということで大きく減ってます。こっちは市単位で見たときです。東京の23区、588ということで非常に増えてます。横浜市も121ということで増えてる。名古屋市は少し減ってる。大阪市がマイナス230ということで非常に大企業が減っていったる。東京に流入してるといったような状況にあります。

じゃ、大阪の経済成長の戦略というのは今の大阪の経済規模から見てどうなってるのということをお示ししてる地図です。ここのですね、青い色、これが濃いければ濃いほど企

業が集積してる、事業所が集積してるというものです。この色白いところについては山間部になりますから非常に少ない。こう見ますとですね、事業所というのは、これが大阪市です。大阪市の範囲を超えて大阪府全域に広がってきてる、これがまさに今大阪に置かれてる現状です。確かに大阪というのはかつて大阪市を中心にして発達してきました。ただそれが何十年過ぎる上です、どんどんこれが市外にも広がってきてるという状況です。そんな中で、じゃ、大阪の全体の成長戦略、行政としてどうなってるのといえ、大阪市の範囲をやる。大阪府は大阪市の外側をやる。そうすると大阪というのは非常に狭いエリアの中で大阪市は大阪市のこと、大阪府は大阪府のこと、それぞれが広域行政を担当してる。二重に重なり合ってるような状況になってるということです。もっと広い目で広域行政をしないとイケないんじゃないんでしょうかということ。全国的に大阪府といえ、皆さん住まれてると広いかなと思われかもしれませんが、都道府県でいえ47都道府県のうち46番目、下から2番目の面積の小ささ。小さい都道府県です、大阪は。それから大阪市。これも成長戦略という目で見るときに、全国に20の政令指定都市がありますが、下から4番目に小さい政令指定都市。すなわちこの非常にちびちび狭い範囲に大阪市と大阪府がそれぞれ今までは別々に大阪の成長戦略、これを担ってきた。その範囲というのが非常に狭いんじゃないですか、府域全域に経済としては広がってきてますねと、そんな状況の図であります。

じゃ、大阪市として、大阪府として何もしてないんですかと言われれば、そうじゃありません。前の橋下市長、そして松井知事の時代からですね、大阪市と大阪府というのはこれまで府と市合わせて府市合わせ（不幸せ）と揶揄されてきました。これは随分昔から言われてきてる事実です。でもそれはよくないよねということで、大阪市と大阪府、成長戦略については一緒にやっていきたいと思いますということで府市共通で取り組んでいく計画を立てて、そして今実行してってます。大阪の成長戦略、27年2月に改訂になってますけど、24年につくられてる。大阪の成長戦略、グランドデザイン・大阪、大阪の都市のあり方がどうあるべきなのか。大阪の観光戦略、これも府と市1つに合わせた大阪観光局というのをつくってですね、今国内から、そして国外からも多くの方が大阪を訪れるように、そんな観光戦略も立ててる。津波対策、災害対策についてもそうです。大和川を隔てて津波の種類は変わりませんから、大阪市、大阪府、これ共通して災害対策には取り組んでいってる。さまざま大阪市と大阪府これまで別々にやってきたことを一体としてやっていきたいと思いますということが今取り組んでる。そして今松井知事と私の間でもこれを実行しているという現状です。

これはあくまでも一例です。高速道路です。広域的な高速道路についてです。こちら側の図は東京の首都の高速道路網。成長する都市というのは大体特徴的なんですけども、環状線、これが非常に発達してます。大きな環状線が発達してる。それぞれですね、経済を考えると、全てが真ん中に集まってきたら大渋滞になって経済が阻害されますから、例えばこっちから入ってきてこう抜けるとか、それぞれの成長する都市というのは環状線を充実させてるのが成長する都市。じゃ、経済の第二の規模がある大阪というのはさぞかし環状線というのは満足にあってるんでしょうねと言われれば実はそうじゃなくてですね、この市内に環状線ありますが、それ以外はないような状況です。ですので、大阪湾岸エリアから入ってきた物流も市内に入ってきますんで、阿波座なんかは常に混むわけですね。じ

や、この大阪の環状線、外枠の都市再生環状道路ですけども、これどうなってるのといえ
ば、今までは手つかず。特に淀川左岸線の延伸部ということはミッシングリンクと言われて
何の着手もされてきませんでした。しかしながらですね、これはやっぱり環状道路が必
要だろうということで、今府市一体になって取り組んで、そして国の認可決定も、事業し
ましようという認可決定も出ましたので、これは今進んでる状況です。なぜ進んでないか
といえぱですね、ここの環状道路を成功させようと思えば大阪市の力だけではできません。
大阪府の力だけでもできません。どういうことかという、これは豊崎という北区の新御
のところなんですけど、豊崎のところから、大阪市内から入って行って、そして門真のほ
うに抜けていく。つまり市域内でいくと大阪市、市域外に出ると大阪府になりますので、
市と府が同じ方向を向かないとできない。こういったものについてはこれまでですね、本
当にほったらかしにずっとされてきた。でも、大阪の全体の成長のために必要だろうとい
うことで、今府市一体になって着実に進むというようなことになってきています。これは
あくまでも一例ですけども、大阪のこの全体の成長を進めていくためには、やはり府市
一体になって協力して進めていける体制がないと大阪全体の成長というのは今後見込めな
いんじゃないかということでもあります。大阪市域内だけで大阪の成長が図れるという時代
はもう終わったというふうに言っているかと思えます。大阪市と大阪府が一体になって大
阪の全体の成長を目指していかないと、大阪市域内の発展も今後ないだろうなという、ま
さにそんな時代に突入してると思っています。

もう一つは、人口減少になってきます。やはりまず経済を成長させて、そして全体のパイ
を増やすことが非常に大事で、これは取り組んでます。それでありながら一方で、じゃ、
できたパイについてどう分配するのかというときに、やはり住民の皆さんの近いところで
最適な決定のあり方というのを決めていかないと、やはり無駄に使われることも出てくる
んじゃないかという問題意識です。住民の自治を拡充していきましょうというのが2つの
問題点。これについて、今大阪市というのは非常に最適な行政制度になってるんですかとい
う問題意識です。

これも1つの例ですが、児童虐待の件数、これについてもこの10年ぐらいで700件ぐら
いから4,500件、7倍ぐらいのペースで非常に増えていってる。まさに住民サービスを求
める需要というのは高まってきてます。

それから、待機児童についてです。これはですね、待機児童というのは、僕がいろいろ
やると大阪市全体のこととして報道されますが、実は待機児童の多いところとそうじゃな
いところというのが非常に明確に分かれています。大阪市内でも個々の住民サービスを求め
る中身というのは地域性があるということです。それに適した行政体というのが要るんじ
ゃないでしょうかという問題意識です。

例えば、これは待機児童の数を示したんですけども、ここに中央区があります。そし
て西区、これは断トツに多い。中央区とか西区とか北区とか城東区、天王寺、そういった
ところは非常に待機児童が多い。片やですね、西成とか平野とか東住吉、こちらのほうは
待機児童が少ない。住民サービスにおいてもですね、それぞれ、これも一例なんですけれ
ども、それぞれの地域の実情に応じた行政需要というのがないと。それを的確に吸い上げ
て行政に反映できる仕組みというのが必要なんじゃないんですかということ。それを
今大阪市全体の中で果たして最適な解になってるんでしょうかというふうなところがある

と思っけてます。

じゃ、大阪市というのを人口で見ると269万人、270万人です。270万人に市長が1人の状態。これは大体都道府県でいうとどのぐらいのサイズかといえば、広島県が284万人、京都府が261万人ですから、都道府県でいくとですね、大体京都府とか広島県と同じくらいです。つまり先ほど申し上げた非常に狭い大阪府の中に都道府県レベルのですね、この人口を構成するまちがすぽっと入ってるというような状況です。そんな中で本当に住民の皆さんの身近なサービスというのが充実した形でできてるんですかということです。大阪市も市とあるようにですね、市町村です。市町村というのは本来的には住民の皆さんに身近なサービスをする基礎自治、医療とか教育とか福祉とかそういったことをするのが基礎自治体とありますが、そういった基礎自治体が大阪市なわけですけども、身近なことをする上では果たして規模としてどうなんでしょうということなんです。

下にあるのは大阪市が言ってるものでも大阪府が言ってるものでもありません。これは国においてやはり国家的な課題として検討されてる問題。そしてこれは国に答申された中身です。どういうことかということ、非常に大きな大都市においては市役所の組織というのは非常に大規模化してくる傾向にありますねと。そしてカバーするサービスの範囲も非常に幅広くなりますねと。結果、個々の住民とは非常に遠くなる傾向にありますね、これは大都市における基礎自治体の課題ですねというのが国でも答申をされています。その課題にどう向き合うかということです。

それに対して、じゃ、今の大阪市の仕組みの中でできる範囲のことはやってないのといえ、これはやっています。どういうことをやってるかということですね、まず区長。それぞれ24行政区がありますから、区長にできるだけ権限と財源を移管していきましょうということをやっている。それから、区長ですね、ポジション。これは今まで役所の中でそんなに高くないポジションにいましたが、部長級と言われるポジション。中央区は違うんですけど部長級と言われるポジションにいましたが、局長という非常に高いポジションにおけるその局長よりも上にしていましよう。それから区長で総合的な施策を展開できるようにしていましようというようなことを現に今やっています。そして、多様な人材を確保しようということで、やはり行政サービスをですね、充実させていくためには広く民間的な感覚も必要になってくることあるかと思ひますし、それから内部の職員でもやはりやる気のある人が手を挙げてこうしたいという人に区長になってもらおうということをやっています。これまでの大阪市の官僚的な順送りの人事というのはやめにして、公募という形で区長を導入しています。今いる中央区の柏木区長も外部の民間で頑張られてる方が今区長を務めていただいています。

それから、区民参加の仕組みということで、さまざまな区政会議を含めてですね、区政のあり方について住民の皆さんが参加できる仕組みをつくっていきましょうよというのでも取り組んでいっています。これまでこういうことをやってきませんでしたが、今これについては非常に力を入れてやっています。

その結果、どういうことになってるかということですね、それぞれの区において区長の独自色を出した行政サービスというのを実施できるところをどんどん実施していっています。中央区でいくととんぼりのリバーウォークのにぎわい事業、これは中央区でしかできないですけれどもそういうことをやったり、あるいは西成区、プレーパークというのがありま

すけども、廃校を利用してですね、なかなか子どもたちの遊び場がない。子どもたちが集まれる場所をつくろうよということで、西成区ではそういったことをやったりもしてる。さまざまな24区の区長がいろんな施策ができるような、そんな展開は今実施していています。

それから教育についても同じようにしてます。これまで教育といえば教育委員会だけがやる、市長ですらここは距離を置かなきゃいけないというようなものでしたが、やはりそれは違おうだろうということで、大阪市においても、そして国においても行政が、市長が入っていくようにしましょうというような仕組みが今でき上がってます。その一環として教育委員会の中にですね、区長も入って学校のあり方とかをいろいろ議論できるような仕組みにしていきたいよということでやっています。その結果ですね、例えば学校の放課後の、これまで教育委員会だけが決めてきましたが、学校の放課後において民間の事業者、塾事業者なんかを使ったですね、教室を使った課外授業。なかなか塾に行きにくいそういった子どもたちも行けるような、そういったことを区によっては取り組んだりしてる。分権型の教育行政というのを今展開していています。

そういったことをさまざま、今できることをやっていますが、ただ、将来、長い目で見たときに、大阪の将来の子どもたちのことも考えたときに、果たしてこれは今のままでいいんだろうかという問題意識です。今の制度の中でできることはやっていますが、まだまだ不十分だというふうに思ってます。そんな中で住民自治をどうすれば拡充していくことができるでしょうか、そういった制度、仕組みを考える時期に来てるんじゃないんですかというのが1つの私の考えです。

じゃ、そのためにどういうことをしてるかということですね、大阪市と大阪府の都市機能を強化していく、そして住民自治を拡充して豊かな大阪をつくっていく、そういった副首都大阪をつくっていきましょうという副首都推進本部というのを設置してですね、今知事、市長のもとでさまざまな取り組みについて議論を進めている最中でありまして。

遠い大きな大阪の目標としてはですね、やはり先ほど申し上げた東西二極の一極を担うようなそんな大阪、これは副首都と呼んでますが、それを確立していこう、目指していこうというふうに今議論をしています。例えば一つ首都機能のバックアップとありますが、東京都においてですね、関東において非常に大きな例えば大地震が発生して、そのとき首都機能というのはどうなるんですかと。全て経済も政治もいろんなものが首都に集中してますんで、その首都機能が低下したときのバックアップ体制というのをどこでとるんですかと。今はその明確な答えがありませんが、これこそ大阪がやっていく役割じゃないか。これもそのうちの1つですけども、そういったことの大阪の果たすべき役割というのを今内部でしっかり議論しています。そのためにさまざまに必要なものがありますねと。そのうちの1つとして今の大阪の大都市の制度のあり方というのは、果たして今の仕組みが正しいんでしょうか、あるべき姿を目指していくべきなんじゃないんだろうかということ今議論しています。

じゃ、制度として何があるのということなんですが、総合区という制度、これは法律に基づく制度。そして特別区、これも法律に基づく制度。この2つの制度があります。大都市の制度のあり方として。そしてこの総合区というのは何なのといえ、まず大阪市、これは存続します。その上で、住民自治を拡充させるために区長、総合区長といいますが、

総合区長の権限をさらに強化していく。地方自治法上の権限をさらに強化。地方自治法上の位置づけが総合区長というのはあるんですけども、それでさらに権限を強化していこうというそういった考え方です。で、大阪市と大阪府の広域機能の強化はどうするんですか、二重行政の解消はどうするんですかということですが、これについては知事と市長の間で話し合いで解決していきましようということですが、これについては知事と市長の間で話し合いで解決していきましようということですが、これについては知事と市長の間で話し合いで解決していきましようということですが、これは今、前の橋下市長と松井知事がやってたように、そして今は私と松井知事がやってるように話し合いで解決していくというのが背景の思想です。もう一つ、特別区。これは大阪市という行政体は廃止します。その上で特別区というのをつくります。そしてその特別区は皆さんが選挙で区長を選びます。そして区長、区議会によってそのこの区域における医療とか教育とか福祉とか住民の皆さんに身近なところについては身近なところで決定していこうという仕組みです。それから大阪市と大阪府の広域機能の強化はどうするんですか、二重行政の解消はどうするんですか。これはもう制度として一本化です。一元化。大阪市と大阪府を合わせて、広域機能については大阪府に一元化させていく。役割分担を明確にしていく。制度として明確にしていくというのがこの特別区というやり方でありま。

この総合区については自治体のトップって結局誰なのということ。これは大阪市長です。大阪市がありますので大阪市長。そして総合区長というのはどうやって選ぶんですか。これについては市長が選びますが、議会の同意を得て選びます。そして、じゃ、総合区長はどういう権限があるのということについては、市長に対して予算についてこうあるべきじゃないかというような意見を具申する権利なんかもあります。これ以外に人事権もあります。総合区については一部の区についてだけ導入することも法律の制度上は可能ですが、大阪市に当てはめたときに、我々が今回提案しますのはそういった権限を強化していくということが目的ですから、そこについては一定の組織が必要になってきますので、合区を前提にしています。特別区についてはですね、これはもう自治体のトップは区長です。そして区民の皆さんが直接選挙で選んでいきます。教育委員会もそれぞれの区に設置です。区議会もそうです。予算についてもその区で決めていくということになります。こっちの総合区の場合は、予算については最終的には市長が決めるという形になります。

後ほど部局からこの後詳しく説明しますが、冒頭申し上げたとおり今の大阪市のままでは私はもたないだろうなというふうに思っています。将来の子どもたちのことも考えたときに、大阪がこれからも成長する形で、しかも住民の皆さんに身近なことについては身近なところで決めていく権限を持ってもらうという仕組みを考えていかなきゃいけない時代に入ってきてると僕は思います。そんな中で、きょうはどちらかの制度を選んでくださいというものではありません。こういった制度があるんだなというふうに知っていただければいいと思いますし、また皆さんからいろんな意見をいただけたらなというふうに思います。きょうはどうぞ忌憚なきご意見のほうをよろしくお願いします。長い間ありがとうございました。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりお手元の資料についてご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレットに沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では特別区制度の概要を、今から約30分間説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明との重複もありますが、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市などの大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われていています。詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合でいいますと、政令指定都市の大阪市と都道府県の大阪府がそれぞれ同じような仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの問題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは左側、総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権とありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。法律の名前下に「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠に、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の四角、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要になっています。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては市長の説明と重なるため省略いたしますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組む必要があることを示しています。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、この後それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」を説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内の概案の位置づけですが、これから説明する総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいと固めた案ではなく、皆さんからご意見をいただくため

の素材としてまとめたものです。今後、この意見募集・説明会を通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけに示すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長で、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となります。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算編成の際、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民によるリコール、すなわち解職もできます。

なお、総合区の制度は、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区のみを導入も可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題を説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区の設置により、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠をごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散することで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保が各区ごとに必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区の導入に際しては、一番下の網かけですが、総合区役所の事務の拡充が図られる反面、効率性、専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案

の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、その右、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民に身近な仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供する中核市、例えば東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案も、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらは総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れたように、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担ですが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち区役所の仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の仕事は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区設置後も引き続き中之島の本庁などの局が実施する仕事であり、例として表の右側、1つの自治体として実施する仕事、例えば条例や予算の仕事、その下、市域全体の観点から実施すべき仕事、例えば成長戦略や広域的な交通基盤の整備、さらにその下、住民サービスの統一性、一体性が求められる仕事、国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスを総合区に移すものですが、上記の仕事レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明します。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在の局の仕事のうち、住民に身近な仕事を中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移す事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す事務が多くなります。

次に、15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の事務の増加や、合区による職員数の増減の試算をお示しします。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページ一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印、一定の仮定のもとでの試算であり、確定した数字ではありません。職員体制を簡単に繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回お示しする総合区の概案は、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれ詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区の場合、区の数8区か11区、その場合、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠内で点線で囲んでいるのは現在の区役所の事務です。A案の総合区では、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施中の児童いきいき放課後事業が総合区長の責任で行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例をお示ししておりますが、その一部について、前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること～例：道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去は、区役所とは別組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、ご要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になっても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

資料に戻りまして19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区の数8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。

総合区の事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可です。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所の設置のフローのとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体には認可保育所の場所の決定は区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

何度もすみません、もう一度資料に戻り21ページをお開きください。C案の総合区では、区の数5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは別組織の区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案の説明です。

何度もすみません、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項を説明します。まず1つ目は二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、区の名称を初め、どのエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会でのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案は、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからのさまざまなご意見などを踏まえ、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例を、その次の25ページから28ページにかけては、局と総合区の事務分担の詳細を一覧表にしています。さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に

関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

引き続き、第3部「特別区制度」をご説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会パンフレットなどの考え方をお示ししており、今後皆さんからのご意見を踏まえ、改めて制度案の検討を進めていくことになります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区の設置が可能となりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、大阪市などの政令指定都市の制度です。右側が、東京の新宿区や渋谷区などの特別区制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方で、おのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営など住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決める必要があるのかと、特別区設置までの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を得て、特別区を設置するための特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) その協議会において、右下の太線内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方を説明します。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区を設置するとしていました。おのおのの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に示すとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、すなわち特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している仕事は引き続き現在の区役所で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方を示しております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさない趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけは、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・ご意見です。この後の各項目ごとに当時の主な質問・ご意見を同様にお示ししています。

続いて、37ページをお開きください。(2) 特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下、広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていま

した。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うとされていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市であり、これらの職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事の大阪府への一元化に伴い必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

続いて、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差是正のため活用することを示してしていました。

続いて、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについてですが、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持つ株式などの財産、市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。2つ目のひし形、株式、大阪市が積み立ててきた基金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪市で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整し、その下、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の（8）は特別区設置全般にわたる当時の主な質問・意見です。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを、また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明のほうは終了いたしました。これよりお時間の許す限り皆様方からご意見、ご質問のほうをお受けしたいと思います。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それでは、まず最初に、ただいまの説明に対するご質問のほうからお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきます。お座席まで担当のほうがマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、質問、意見は発言機会1回につき1つとして、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力のほうをお願いいたします。また、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはヤジなど進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、まずはご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。先ほどご説明させていただいた内容に関して、どのようなことでも結構でございますので。そしたら真ん中のブロックの前から2列目の方。

(市民)

総合区のほうはね、A、B、C案と具体的な案で比較されてたんですけども、特別区のほうは現時点では制度は考えておりませんということ事務局のほうからお話あったんですけども、前回の住民投票なんかもあったんですけども、どういうところをリバイスしようと考えられてるのか、その辺のところは特別区と総合区ではかなりちょっと時間的なずれもあるように思うんですけども、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

(吉村大阪市長)

まず特別区についてはですね、これをつくっていく上で法律上の手続が決まっています。じゃ、どうやって特別区って案をつくっていくのといえはですね、これは法定協議会という法律上の協議会をつくらないと、そこで具体的な案はつくれないということになってます。ですんで、今年の、来月の議会が始まるんですが、そこで法定協議会というのを提案してですね、その中でこの特別区の具体的な案をつくっていくことをやっていきたいと思っています。ですんで今回は大阪市における具体的なこの案ということではないですけども、特別区の制度についてご説明させていただいてるという現状です。ですんで今、冒頭も言いましたけど特別区のあるわけじゃないですから、そもそも今回の説明会もどちらかの制度を選んでくださいということではないんですけども、こういった特別区の特徴がありますよということをご紹介させていただきました。具体的な案については、法定協議会というのが議会で可決されればですね、そこから詳細なものをつくっていきたいというふうに思っています。

(司会)

ほかにご質問の方おられますでしょうか。そしたらまた真ん中のブロックの、はい。

(市民)

住民投票のときにはたしか特別区のコストの試算というのが載ってたと思うんですけど、総合区の場合の今の3つの案で、ある程度出てるなら教えていただけますでしょうか。

(吉村大阪市長)

総合区についてなんですけれども、これ今後どうしていくのかということですが、今回この総合区についてもですね、総合区の場合は特別区と違って議会で議決されれば最終的にそれで行くということが決まることになります。この総合区についてもどういうふうな区数にしていく、今回、5、8、11示させてもらいましたけど、どの区数にするのか、どういったことができるような区にするのか、あるいはどんな区割りにするんですかということについてですね、これ現時点では確かにまだ決まってないところがあるんです。これを、じゃ、いつまでに決めるのといえ、3月末までには大まかなところについては決めていこうと思ってます。そこから、ことしの夏にですね、さらにブラッシュアップさせていって、じゃあ一定の案についてどのぐらいのコストがかかるんですかということも明確にしていきたいと思ってます。それは一定の区割りとかが出てこないとなかなかコストというのも試算できないですから。ですんでそこについてはことしの夏には一定示せるようにはしていきたいと思ってます。コストの金額ではないんですけどね、大きくはやっぱり人の組織によって人件費が一番大きくかかりますから、じゃ、目安でいくとですね、16ページにありますけれども、ここです、例えばC案で11区ということになれば540人から820人ぐらい今の大阪市役所の人では足りないよということになりますから、こういった人が必要になると。そうすると、これに人件費というのは単純に掛ければ出てくるんですけども、非常に大きくコストがかかってくるという形になります。逆に権限が限定的なA案で区数も少なくなれば、これは今の大阪市でやってるよりも人数が140人から80人ぐらいまで少なくできるんじゃないかということで、こうすると非常にコストは小さくなってくるとおもうと思ってます。今回はこの四角で囲んでるところで、コストが大きく増えることもないように、そういったことも考えながら案というのは提案させてもらってますけども、具体的なコストの金額ということになってくるとですね、これについてはちょっと区割りとか区数というのが確定させないとなかなかできないので、そこはもうしばらくお待ちいただけたらなと思ってます。いずれにしてもコストが大きくなるのであればやっても意味ないという形になりますのでね。コストができるだけかからなくて、それでいながら皆さんの意見が反映できるような仕組みというのをしっかり総合区でもつくっていききたいなというふうに考えてます。

(司会)

ほかにご質問の方おられますでしょうか。そしたら左のブロックの後ろから4人目の白い、はい。

(市民)

特別区の件なんです、一度住民投票で否決されてる中で新たに復活してきてるという印象があるんですけども、これについては何回戦まで住民投票にかけられるおつもりかというのをちょっとお聞きしたいんです。先ほど市長さん、選挙のときにそれだけで当選されたという初めにご挨拶されたと思うんですが、ほかにもすばらしい政策を訴えられていますので、それだけで投票されたというのは、ちょっとこちらで説明される内容と若干違うのかなと思ひまして、特別区ということだけに絞って何回こう浮き上がってくるものなのかというのがちょっと教えていただきたい。総合区というのは前向きな話なのでどんどん変わっていく分にはいいと思うんですが、後ろ向きの検討というのは時間と経費がかかっているんじゃないかという気がします。

(吉村大阪市長)

まず特別区、何回やるんですかということですが、これは大都市法という法律のルールがありますので、例えば私が今この場で、じゃ、来月やりますと言っても、これはできないんですよ。一定のルールの中でこれは実行していくという形になります。じゃ、どういうルールがあるのといえぱですね、まずは市議会、府議会それぞれで法定協議会をつくるということに過半数の賛成。議会も住民の代表ですからね。賛成がそこであれば初めて特別区の具体的な案をつくっていくことになる。そして、その特別区の案ができたときにですね、それぞれ、じゃ、住民投票にかけるかどうかということについても市議会の過半数の賛成がないとこれはできないという形になります。当然国もその案でオーケーですよという総務省のオーケーがないとできないということになります。その上で、最後住民投票で皆さんの判断を問うことができる。こういったまず手続がありますので、そういった手続を乗り越えていくというのは、逆にいうと市民の皆さんの代表の理解を得ながら進めていかないとまずできないという形になります。

さかのぼって考えて、今、じゃ、何で知事と市長がこんなことやってるのといえぱですね、確かに5月17日は否決されました。ただ、それで大阪の改革というのが、課題というのが解決されたと思ってなかったのが、当時は舌の根も乾かないうちにもう一回都構想、特別区挑戦するってどういうことなんだという反対派の方からかなり批判は受けましたけれども、やっぱり大阪の改革に必要だということで、正面切ってこれは提案をしたと、マニフェストに掲げたということなんですね。その結果やはり選ばれてるということもありますので、それが私は全てとは言わないですけども、特別区を修正する案をつくらせてほしいというのは全面的に出してやりましたのでね。そうであれば、そういった手続、今後さらに手続が必要になります。その手続を乗り越えないと、これは住民投票にかけるということではできないですけども、その手続に向けて努力をしていくということをしていきたいなと思ってます。だからそれで決してですね、何回とか言えるような話ではなくて、これは大阪に必要だということで今やってるということです。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますでしょうか。真ん中のブロックの前から5列目の、は

い。

(市民)

特別区、総合区というのを、昨年選挙で負けたと思うんですけど、もし総合区と特別区とどちらか負けた場合、大阪市のまま残ると思うんです。このままいくと、財政破綻するかどうか、行政とかやりにくくなるんですか。ちょっとわかりにくいんですが。若い世代としては大阪市をもうちょっと大きくしてほしいなと思うんですけど、破綻した場合どうなるのかというのをちょっと教えてほしいです。

(吉村大阪市長)

財政破綻したらまさにそれは夕張と同じような状態になってですね、住民サービスの大きなものは一旦全部ストップして国の管理のよとの役所というふうになる形になります。でもそれは、財政破綻というのは当然あってはならないことですから、これはその時々市長とか自治体のトップというのがしっかり規律を持ってやらなきゃいけないと思ってます。今大阪市においても大体毎年1,000億円ぐらいの借金は減らして行ってます。住民サービスを広げながらも借金を減らすというのをやっています。そのためにどういう努力してるのか。これはもう本当にさまざまな努力をしまして、当然僕自身の報酬も4割カット、役所の無駄遣いもなくして職員の報酬も今ちょっと数%カットしたりとか、そういったことは徹底してやらないと、将来にツケを残すというのはやっちゃいけませんのでね。それは当然今もやっています。ただこれが、例えば大都市制度どちらかに移行することによって財政破綻になるということは全然関係ありませんのでね。ですのでそういった意味では、僕は、財政破綻って当然させてはだめですけども、そういう役割やっていますけれども、この大都市制度に移管することによって財政破綻するとかいうことはないというふうに思っています。むしろ住民の皆さんの中でどうやって物事を決定していくのか、ベストの形をつくっていくほうが、限られた財源の中でやはり重要なことなんじゃないのかな、将来のことを考えたら重要なんじゃないのかなというふうに考えてます。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますか。そしたら右のブロックの水色の服を着ておられる方。

(市民)

すみません、よろしくお願ひします。

端的にいうと今後のスケジュールはどうなっていく。総合区、特別区、どちらかに動いていくと思うんですけども、それはいつごろどう決まって、総合区に行くなら総合区でどう展開していくのか。特別区ならば法律が決まってどう展開していくのか。大まかでもいいので教えていただきたい。

(吉村大阪市長)

まず総合区の場合をいいますと、この住民説明会、24区今回ってるんですけども、24

区終わるのが1月末という形になります。その段階で行政的にも詰めてですね、区数、それからどういった権限をするべきなのか、そして区割りをどうするのかというのをことしの3月末までに決めたいと思ってます。そこからさらに細かなところ決めていかなきゃいけませんので、それを夏までに確定させていく。そして総合区の場合は議会の議決がないとだめですから、そこから議会の中でもしっかりと議論して行ってですね、議会での議論が熟した段階で議会の議決を得るといような形になると思ってます。ですんでことし1年から来年の頭にかけてというのが非常に大きな節目になるだろうなというふうに思っています。特別区についてはことしの2月に先ほど申し上げた法定協議会の案を出したいと思ってます。これが2月、3月議会でもし可決されれば、そこから特別区の具体的な案づくりに入っていきます。特別区の具体的な案をつくって行ってですね、大体1年間ぐらいかけて、これは国との交渉もやりながら1年間ぐらいかけてじっくり議論して案をつくってですね、そして平成30年の秋ぐらいに皆さんに住民投票をして判断する機会というのを設定していきたいと思ってます。スケジュール感としては、今ざくっとですけどそういうスケジュール感で動いています。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますか。そしたら真ん中のブロックの7列目の方ですかね、はい。

(市民)

すみません、よろしくをお願いします。

今聞いてたら特別区と総合区って話ずっとしてるじゃないですか。ありきになってるじゃないですか。現状維持というのはいないんですか、正直な話。二択だけしかないじゃないですか。これを絶対するとは今吉村市長も松井知事も言ってませんでしたけど、将来的に一応やっていきたいと思ってるみたいなんですけど、現状維持というのはいないんですか。それと、僕ずっと聞いててね、二重行政解消とかあるじゃないですか。今って全国的に天災とか震災とかいろいろあるじゃないですか。例えば大阪市が下水道とか何かあったときには大阪府がカバーしたり、大阪府がちょっとぐあい悪くなったら大阪市がカバーしたりとかいうので、二重行政が全部がだめだと僕は思ってないんですけども、そういうふうにかバーできるような体制で今まで大阪市、大阪府って発展してきたと思うんですよ。政令指定都市で小さいながらもツインエンジンで。それこそ大阪市というエンジンと大阪府というエンジンで。それが二重行政でだめやと僕は思ってないんですけども、何で現状維持という案がないのか、それがちょっと不思議で、お聞かせください。すみません。

(吉村大阪市長)

まず二重行政に関していうとですね、確かに今こうやって松井知事と私と横で隣同士で座って大阪の都市のあり方の議論してますけど、これは僕奇跡の状態だと思ってます。過去の大阪市と大阪府の歴史を見たときに。過去の大阪市と大阪府の歴史をちょっと振り返っていただきたいんですけども、この大阪市のことを全部大阪府がやる。大阪府のこと、大阪市域外のことには大阪府。大阪市と大阪府というのがそれぞれ縄張り争いというかずっ

と重ねてやってきたというのがこれまでの歴史で、一緒に席を交えてですね、大阪の全体の成長を考えるとかいうのは一切できてこなかったんですね。これはやっぱり役所の体制というのがあってと思います。僕は市長になっても思うんですけど、今でも大阪市の職員と大阪府の職員と一緒に広域的なことを話し合うというのは非常に嫌がります。でもそれは違うよというので僕と知事が一生懸命やってですね、大阪の全体の成長のためにはこれからのことを考えるとやらなきゃいけないよねというのをやっていますので。ですんで、そういった意味では今までのようないわゆる人の関係のままでいくとね、これは僕と知事が背中向き合ったらもうそれで終了になりますけれども、それを制度として根本的に1つにして力を合わせるべきじゃないというのが、僕は大阪の全体の成長を考える意味では必要だと思っています。大阪市についても確かに大阪市域内を中心に成長してきたのは間違いありません。明治から始まって、昭和の初期から始まってね。誰も電車つくれないときに地下鉄つくってやってきたのは事実だと思うんですけども、ただ、今の現代においてですね、やっぱり経済規模というのはどんどん広がってきてるんですね。そんな中で大阪が今後ね、ちょっと低迷危機にありますけれども、さらに成長を目指していくのであれば、大阪全体の成長を大阪市域内だけ、しかも大阪市の予算だけで大きく広げていくというのは、もう僕は厳しい時代にやっぱり来てるんだろうと思っています。時代の変化ということにも対応していかないといけないですし、大阪市域内の人たちの成長とかそういうことを考えても、ちょっとここは大阪市域内だけでこれを全て広域的な成長を今後もやっていこうというのは、僕はやっぱり力の限界があるんじゃないのかなというふうに思っています。当然今はその枠の中で一生懸命やっていますけれども、今後将来を見据えたときは、やはりそこは役所の縄張り意識というのはちょっとおいておいてですね、これは誰のためにやってるのといったら市民のため、府民のためにやってるわけですから。大阪のためにやってるので。そういった中でのまちのつくり方というのをやっぱり考えていかないといけない、二重行政についてもそういう時期に来てるんだろうなというふうに思っています。これまで府市合わせ（不幸せ）と言われても本気で改革しようとしてきた知事、市長は出てこなかったですけども、みんな問題意識としては持ってたんですよ。それぞれの歴史を見るとですね。でも、今ちょっと本気でこうやって進めれる体制になっているので、やはり進めていかないといけないだろうなというふうに思っています。

細かな住民自治のところ、きめ細やかにやるべきことについても、やはり僕はもう少し小さな単位で意見を吸い上げられる体制というのが今の大阪に必要なんじゃないのかなというふうに思っています。皆さんの声ができるだけ近いところで届いて決定できる仕組みというのが僕は重要なんだろうと思っています。これは私が単に思ってるからやってるといっただけじゃなくてですね、やっぱり一番大事なものは市民の皆さんの判断だと思うんですね。5月の17日の住民投票も、確かに70万で否決されたので今案はありません。でも、69万の方がですね、今見ぬ新たな制度に対してこれは行くべきだというような意思表示をしたというのは、これは僕大きなことだと思います。新たなものに挑戦するのって基本的にやっぱり脳は嫌がりますのでね。ですんで、その中でも69万の市民がやっぱりこれをやろうというふうに言ったのは大きなことだと思っていますし、その後の選挙で、僕も普通に考えれば舌の根も乾かないうちにもう一回これやらせてくれというのは反対派の人からしたら非常識だと言われるかもしれませんが、それを全面的に押し出してやった選挙の結果という

と、60万票と40万票という大きな差も出てますんでね。そうすると大阪市民の方は、大阪の都市の制度のあり方というのは、やっぱり今のままじゃだめなんじゃないのと思ってる方が僕は多いと思っています。ですんで、今よりよい制度を求めた改革をしていこうと。だから今のままでいいというのは僕は大きな民意とは思ってなくてですね、さらによくしていくためにはどうしたらいいのかという判断をするべき時期に来てるんじゃないのかなと思ってます。ですんで、今のまま何もしない、今できることは当然やってるんですけど、今のまま何もしないという判断、選択肢は、僕の中には今の段階ではないという現状です。

(松井大阪府知事)

今の方のご質問でね、災害時に大阪府と大阪市どちらかが力を持って、どちらかのエンジンがあったらその分助かるんじゃないのというような話もありましたけど、要は大阪の地図見ていただいたら、これ災害起きたら大阪府と大阪市って一緒のところなんです。両方ともやっぱり被災するんです、同じように。同じように。これが大阪市というのが大阪府域のど真ん中じゃなくてもこっちの端っこのほうに大阪市があるのやったら、この力をかりようということはありませんよ。災害時に。でもこうなると同じところで、南海トラフの巨大地震が起こると同じところなんです。大阪市内も大阪府エリアじゃないですか。大阪府民なんですよ、皆さんも。だから災害時はこの一刻を争うときに知事と市長がばらばらのことをやると余計皆さんに災害の大きな負担となると。だからそういうときにもですね、二重で意見がばらばらにならないそういう形、組織が必要だと、こう思っています。

(司会)

そういたしましたら、申しわけございませんが一旦質問は以上とさせていただきます、これからはご意見も含めて頂戴したいと思います。ただ、もしご質問がございましたら当然その際はご遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

それでは挙手のほう、意見も含めてあればお願いいたします。そしたら左のブロックの前から7列目の男性の方、はい。マイクをお持ちします。

(市民)

時間いただきましてありがとうございます。

きょうは総合区、特別区という制度の説明ということでお話聞かせていただきました。しかし、私も長らく中央区に住み続けておりまして、ほとんど働き続けてやっと定年退職になって市民の暮らしとか住民の暮らしと行政とか議会のかかわりというのをしみじみと考えるような時間ができたという前提で少し意見を述べさせていただきたいなと思えます。

やはり私たち日常生活にかかわる業務で区役所に窓口設置してほしいという点はね、総合区であろうが特別区であろうが私はまずどういうふうな制度をつくるか、制度をどういじくるかということが前提ではなくて、市民が本当に心地よく自分たちの暮らしがこの地に生活できるということをするならどうすればいいかということから出発しないと、先ほどせっかく説明いただいた特別区についても過去の政策でこうであったということだけお

話しされてましたので、意見がどういうふうなところがかかわっていったらいいのかなというのがまずありました。したがって、例えばごみの問題とか生活道路とか、それから税務の相談とか介護保険の認定事務とかですね、そういったことが区役所ではストレートにできていないという点では、やはり今の中でそういった総合窓口というのをどうしたら一定の解決ができるかということをもまずご議論いただいて、ご議論いただくというのは我々は何も行政とか議会に丸投げするというのではなくて、住民自治という点でいえば住民自身も考えていかなあかんという点で、どう参加していくかということでも考えたいなというふうに思ってるんです。そういう意味では子どもとか高齢者問題が、先ほどの説明の中でも市長もおっしゃったように、非常にこれからいろいろ考えていかなあかんときにですね、地域のやっぱり自力というのが必要であるということからいきましてもね、やはり専門的な、保健所が各区になくなってるとか、お年寄りから子どもまでちゃんと保健師さんが、地域別の担当が置かれてて、きめ細かい保健の行政をされてたという時代からですね、今の求められてることから非常にかけ離れたことになってるんじゃないかと。その解決するためにはどういうものが必要なのかということをもまず意見を出し合ったほうがいいのかなというふうに僕は思ってます。

2点目は……

(司会)

すみません、ほかも手を挙げられた方おられますので、一旦そこでマイクのほうお返し願えますでしょうか。またお時間あればお願いします。

そしたら真ん中のブロックのピンクのパーカーの方ですね。

(市民)

きょうの意見聞いてなんですが、僕自身ママチャリで大阪府内の市町村をすごくよく回ってるんですね。あと残り6つぐらいで制覇するんですけど、特に思ったのはカジノ法案。これに関してすごく国が急ピッチで進めているということを知っていて、これはちょっと僕どうなんかなと。若い、僕なんか29歳ですけども、やっぱりそれをしてしまうと治安が軽視してしまう。なので、USJがあるとおり大阪ディズニーランドとかシーとか、なぜそういう形で残してくれないのかなと。万博でも、夢洲があったとおり、千里中央である万博公園でも太陽の塔しか形残らない。ほんならやっぱり形残るものといったら公園とか、あとは有名な塔であったりとかそういうものしか残らない。ほんならカジノ法つくってしまえばそれだけで残ってしまうというのは僕はちょっとどうなのかなと。もうちょっと夢のある遊園地とかそういうのにするともっと魅力があるんじゃないかなと僕自身は思うんですが、その辺検討していただければなと思います。

以上です。

(司会)

ご意見ということでよろしいですか。

ほかにご意見ある方おられますか。そしたら真ん中のブロックの前から2列目の方お願いします。

(市民)

淀川区に住んでおります〇〇〇と申しますが、淀川区の説明会が夜間だったものでこちらのほうに参加させていただきました。

私の意見は、淀川区と北区を合わせるような案が前にあったように思いまして、その件に関してですが、淀川区と北区は大きな川を挟んでおりまして、そちらのほうに行くには橋まで行かないと行けません。もちろん鉄道はございますけれども、地域の住民のサービスをする区民センターなどが北区のほうになってしまいますと、これから自動車も乗りづらくなり自転車も乗りづらくなる高齢者は行きづらくなります。そういう地域事情を考慮した上で区民センターとか高齢者の行政サービスを考えていただきたいというのが私の意見です。

(吉村大阪市長)

ちょっと誤解もあるので。貴重なご意見だと思います。ちょっと誤解があるのが、制度が変われば、例えば北区と淀川区がつけばですね、それによって淀川区の区民センターがなくなるとか、そういうものではありませんので。政治的にいろいろ反対される方から区民センターなくなるとかいろんな意見が出たんですけども、それはデマですから。この制度をすることによって区民センターがなくなると、そういうことはありませんので、まずそこはご安心いただけたらなというふうに思います。

(司会)

ほかにご意見ある方おられますでしょうか。そしたら真ん中のブロックの2列目の方お願いします。

(市民)

誤解ないように僕言わなあかんですけれども、政治的じゃなくて、近隣で政令指定都市で神戸とか京都もあるんですけども、大阪特有のことではないとは思ってますけども、その辺はどういうふうにお考えなのか、知事のお考えがあれば、お話を聞けたらいいかなと思いました。

(松井大阪府知事)

広域行政の二重というところでね、今神戸と兵庫県もそうなんじゃないのと、京都府、京都市もそういう形じゃないのというお話がありました。ちょっと大阪と事情が違うのは、先ほどちょっと地図を見せていただきましたけど、この6番の地図なんです。これ兵庫県の場合は、兵庫県がこっちへずっと広がって、神戸市はこの端っこにあるんですよ。港を中心に神戸は自立してやりくりしてると。逆にいうと兵庫県は神戸市のこと考えなくてもこっち側のエリアのことを考えて物事を進めればいいと。ところが大阪の場合は大阪というこのエリアの真ん中が大阪市なんです。それと、もっと違いは、昔大正デモクラシーと言われたときは、大阪市というのは、当時は東京市というのもありました。東京市よりも発展してたんです。300万人このエリアに住んでいたんです。大阪のそのときの府民

というのは300万人ちょっとぐらいです。要は大阪のほとんどの人はこのエリアで生活してた。これ以外のところには、この今青色になってるのは事業所です。今大阪市以外の630万人ほどはこのエリアに住んでるわけですけど、ほとんどがこの大阪市エリアの中で完結してたんです。外には人がほとんどいなかった。事業所もなかったんです、大正のころ。ところが、大正、昭和、今平成となって、今大阪といえばこの全体が大阪と。要はこの中の276万人（正しくは270万人）ではなくて、この全体、880万人一つで大阪の経済を支えている時代になりました。この時代だからこそ僕たちはこういう成長戦略だとか広域のさまざまな成長のインフラだとかは一元化していきましょうよと、こういうふうを考えてます。京都はまさに今二重行政あります。例えば京都も観光に力入れてますけど、京都府と京都市ではW i - F iの種類も違います。これ1つにまとめればどうですかというのは我々提案してるけど、なかなか京都府、京都市で、知事、市長で、どちらがどちらに合わせるのかで、やっぱり経費かかりますから、これがうまく進んでおりません。我々はもう制度そのもの、根本から変えようとしてこういう活動してますけども、京都はそこは話し合いでやろうと。でも話し合いで決着つかないところが多いということです。だから大阪の場合はフリーW i - F iは、僕と吉村市長、前の橋下市長で、大阪観光局というのをつくって一本化でやってますから、外国からのお客さんから見ると、大阪のフリーW i - F iが一番使い勝手いいよねと。サービスいいよねと、こういうことに今なってます。だから、海外から来るお客さんが東京以上に大阪では伸びてるという、そういう結果も出てきています。だから政令市と都道府県、いろんな二重行政の問題ありますけど、大阪は大阪特有のこういう地理的条件も二重行政はふさわしくないという形になってます。そして歴史的な背景から見ても、もう大阪市内だけで大阪を全て完結して引っ張っていくというのは無理なんじゃないですかということも、歴史的経緯を見ても二重行政を解消すべきということを我々は訴えております。

（司会）

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、ご意見、ご質問のほうも出尽くしたようでございますので、意見募集・説明会のほうをこれで終了させていただきます。

終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。なお、お配りした意見用紙などでございますけれども、会場出口付近で回収しております。また、きょうではなくてもです、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。雨降っておりますので、お傘などお忘れ物のないように、周囲をご確認のうえお気を付けてお帰りください。どうもありがとうございました。